

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(消費者契約法の一部改正)</p> <p>第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第六号を次のように改める。</p> <p>六 削除</p> <p>第四条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。</p> <p>4 消費者は、事業者が、当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、又は将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおることその他の方法により、当該消費者を消費者契約の締結をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、又は当該消費者がそのような状態に陥っていることに乗じ、当該消費者契約の締結について勧誘をした場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、</p>	<p>(消費者契約法の一部改正)</p> <p>第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第三項第六号中「そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる」を「当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱えていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である」に改める。</p> <p>第七条第一項中「一年間」の下に「(同条第三項第六号に係る取消権については、三年間)」を、「五年」の下に「(同号に係る取消権については、十年)」を加える。</p>

これを取り消すことができる。

第五条から第六条の二までの規定中「第四項」を「第五項」に改める。

第七条第一項中「第四項まで」を「第三項まで及び第五項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

〔略〕

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第二条 〔略〕

附 則

(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新法」という。)第四条第四項(新法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用し、同日前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思

第四十条第一項中「消費生活相談」の下に「及び消費者紛争(独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)第一条の二第一項に規定する消費者紛争をいう。)」を加える。

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第二条 〔略〕

附 則

(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新法」という。)第四条第三項第六号(消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用し、同日前にされた消費者契約の申込み又は

表示については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権の時効については、新法第七条第一項の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百二十六条の定めるところによる。ただし、第一条の規定による改正前の消費者契約法第七条第一項に規定する取消権の時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合は、この限りでない。

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（割賦販売法の一部改正）

第五条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の七第二号中「第三項」を「第四項」に改める。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第六条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判

その承諾の意思表示については、なお従前の例による。

2 新法第七条第一項の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権についても、適用する。ただし、第一条の規定による改正前の消費者契約法第七条第一項に規定する取消権の時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合は、この限りでない。

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔新規〕

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第五条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判

手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

〔削る〕

〔略〕

手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費者契約法第六条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七条第一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に改める。

附則第九条のうち独立行政法人国民生活センター法第十条第七号の改正規定中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。